

# 松前町立北伊予小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

## 【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、北伊予小学校では、全ての児童がいじめを行わず、その他の児童に対して行なわれるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

## 【いじめ防止対策委員会】

### 【校内】

管理職、教務主任、生徒指導主事、  
人権・同和教育主任、養護教諭、  
特別支援教育コーディネーター、  
ハートなんでも相談員

### 【家庭地域等】

PTA  
北伊予っ子見守り隊  
学校評価委員 等

### 【外部専門家】

人権擁護委員  
スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー  
弁護士 等

## 【関係機関】

松前町教育委員会  
伊予警察署  
福祉総合支援センター  
子育て支援センター  
等

## 【いじめ防止】

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の生徒指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題と捉える子どもの問題解決能力の育成に努める。

- 1 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- 2 いじめ問題に関する校内研修を充実し、いじめ問題に関する指導方法などについて教職員間での共通理解を図り指導力の向上を図る。
- 3 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導に努める。
- 4 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- 5 互いのことを認め合い、心のつながりを感じることのできる学級経営の推進を図る。
- 6 学校生活に関する問題を適宜取り上げ、児童が自主的によりよい学校生活になるよう考え、実践していこうとする場を設ける。
- 7 家庭や PTA、地域の関係団体とともにいじめ問題について協議する機会（児童健全育成会議）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- 8 年度当初に、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、ホームページ等で広報することで保護者や地域の理解を図る。

## 【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	<ul style="list-style-type: none"><li>• PTA 総会・学級 PTA の開催（いじめ問題に対する認識や対応についての周知）</li><li>• 教育相談強調週間を設け、子どもの悩みをくみ取る機会を設ける。</li><li>• 「ジブンミカタプログラム」、「学校生活を楽しくするアンケート」を実施し、教育相談週間を設け、子どもの悩みをくみ取る機会を設ける。また、いじめの早期発見に努める。</li><li>• 人権参観日と人権集会の開催</li></ul>
二 学 期	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「ジブンミカタプログラム」、「学校生活を楽しくするアンケート」を実施し、教育相談週間を設け、子どもの悩みをくみ取る機会を設ける。また、いじめの早期発見に努める。</li></ul>
三 学 期	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「ジブンミカタプログラム」、「学校生活を楽しくするアンケート」を実施し、教育相談週間を設け、子どもの悩みをくみ取る機会を設ける。また、いじめの早期発見に努める。</li></ul>

## 【早期発見】

- 1 児童の些細な変化に気付いた場合、職員会や生徒指導部会を活用し、常に情報を共有・蓄積する。
- 2 毎月、「学校生活を楽しくするアンケート」を実施し、きめ細かな実態把握に努める。
- 3 2を行った時期に教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。
- 4 日常の児童の様子に気を付けるとともに、些細なトラブルを見過ごさず、その場でいじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- 5 学校以外の相談窓口について、周知する。

## 【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- 1 いじめと疑われる行為を発見した際には、その場で直ちに指導する。
- 2 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- 3 教職員はいじめ問題を察知した際は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- 4 いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 5 いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校はいじめをやめさせ、組織的にその再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含む）を立てるほか、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- 6 アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞込みを行う。
- 7 いじめの「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせる教育活動を進める。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- 8 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に相談し援助を求める。
- 9 学校は、いじめの重大事態であると判断した場合、上記2～8の対応をするとともに教育委員会に報告の上、校内に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

## 【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。</li><li>○ 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。</li><li>○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。</li><li>○ わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。</li></ul>
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。</li><li>○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。</li><li>○ 子どもたちを地域や学校の行事に積極的に参加させてください。</li><li>○ 子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもにとって安らぎの場としてください。</li></ul>